

議案第94号

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、人材の確保を図るため、休団制度を導入する必要があるによる。

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第8条」を「第9条」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第2項第2号中「前条第1号又は第3号のいずれか」を「第6条第1号」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第6条第3号に該当するに至った場合

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(休団)

第7条 任命権者（消防組織法第22条の規定により消防団員を任命する者をいう。以下この条において同じ。）は、消防団員が休団（療養、介護、育児その他やむを得ない事由により長期間消防団員の職務に従事しないことをいう。以下同じ。）を申請した場合において、当該消防団の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

2 前項の規定により承認することができる期間は、3年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

- 3 休団をしている消防団員は、消防団員としての身分を保有する。
- 4 休団の承認の申請は、休団をしようとする期間の初日及び末日並びに休団の理由を明らかにしてしなければならない。
- 5 休団をしている消防団員は、当該休団を開始した日から引き続き休団をしようとする期間の末日までの期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、休団の期間の延長を申請することができる。
- 6 第1項の規定は、休団の期間の延長の承認について準用する。
- 7 休団の承認は、当該休団をしている消防団員が停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- 8 休団をしている消防団員は、当該休団の期間の満了前に職務に復帰しようとする場合には、任命権者の承認を受けなければならない。
- 9 任命権者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、休団の承認を取り消すことができる。
  - (1) 休団の期間の満了前に当該休団の要件を満たさなくなつた場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、休団の承認を取り消すことについてやむを得ない事由がある場合
- 10 次条第2項（同項第1号及び第3号に該当する場合に限る。）、第10条及び第11条の規定は、休団をしている消防団員には適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。